

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会
(東広島市公共施設保全業務) 設置要領

(趣旨)

第1条 東広島市公共施設保全業務の事業者選定に係る事務の取り扱いについては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会規則(令和5年東広島市規則第12号)(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(委員会の設置)

第2条 東広島市公共施設保全業務に係る受注業者を公平・適正に選定するため、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会(東広島市公共施設保全業務)(以下「委員会」という。)を設置する。

(業者の選定方法)

第3条 公共施設保全業務に係る受注業者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

(委員会の組織)

第4条 規則第3条に定める委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 財務部長
- (2) 財務部公共施設マネジメント担当部長
- (3) こども未来部保育課長
- (4) 学校教育部教育総務課施設安全担当課長
- (5) 学識経験を有する者

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、第2条の目的が達成されたときまでとする。

(庶務)

第6条 規則第8条に定める業務の担当課は、財務部管財課とする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月15日から施行する。
- 2 この要綱は、東広島市との東広島市公共施設保全業務の事業者として選定された者が、当該業務の契約を締結した日にその効力を失う。